

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 30 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 6 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表健康福祉局の項中「知的障害者更正相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「身体障害者更正相談所」を「身体障害者更生相談所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。